

# 福岡県公報

平成20年10月20日  
第2887号

## 目次

### 告示(第1684号 - 第1694号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課)	2
都市計画の変更	(都市計画課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	8
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	9
政治団体の解散届	(市町村支援課)	10
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	10
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	11
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	12

## 告 示

福岡県告示第1684号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字和田字天神免370 - 1、372 - 1及び372 - 5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅南5丁目23番7号  
株式会社大石企画 代表取締役 大石 堅治

福岡県告示第1685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 篠栗	糟屋郡粕屋町大字仲原1798番1先から 同郡同町大字仲原1813番1先まで

福岡県告示第1686号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一 般 国 道	495 号	前	糟屋郡新宮町緑ヶ浜3丁目 1592番179先から 同郡同町緑ヶ浜3丁目1592 番28先まで	10.0 ~ 11.0	45.5
			後	同上	12.0 ~ 14.0	45.5

福岡県告示第1687号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第284号）により指定した福岡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

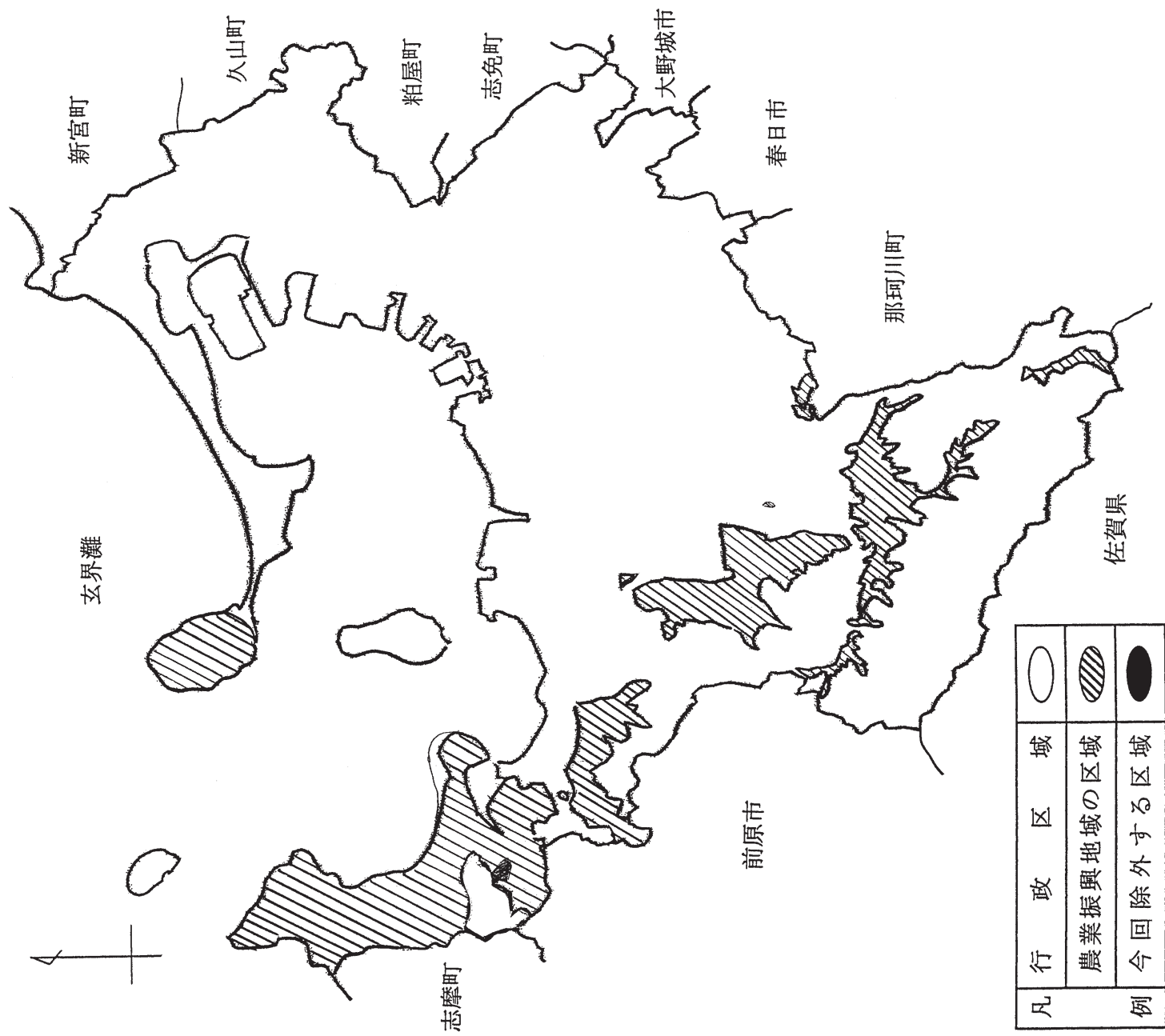
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 農業振興地域名  
福岡地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲  
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

### 福岡農業振興地域の区域を表示した図面 (福岡市)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●

福岡県告示第1688号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1689号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 後期高齢者元気で働こうの会

(2) 代表者の氏名

緒方 節

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区原団地52番407号

(4) 定款に記載された目的

当法人は、地域の住民に対し、以下の事業を行うことにより、住みよい地域作り及び子どもの健全育成に貢献することを目的とする。

(1) 放置自転車に関する指導

(2) 子どもや高齢者に対する交通安全の指導

福岡県告示第1690号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こどもとくすり

(2) 代表者の氏名

中村 守男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎浜3丁目2番3-201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、子どもの医療・健康に関する情報を広く世の中に普及啓発する事業の一環として、子どもの医療・健康に関する隠れたニーズの調査・研究開発などの情報収集事業、講演会・セミナー・イベントなどの情報提供事業、子どもの医療・健康に関する新しいサービス・商品・施設などの企画・管理・運営事業を行い、同じ目的を持つ多くの方々の意識を高め連携を図っていくことで、不特定多数の方々の利益を増進し、子育てしやすい豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1691号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いとひとねっと

(2) 代表者の氏名

桑野 陽子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原駅南三丁目16番40号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育てや子育ての支援を地域社会全体で支え、関わる人々がつながり助け合うことで、子どもの成長と共にふるさとの社会環境も豊かに育つことをめざす。また、糸島の美しい自然や豊かな食を次の世代につなげるために人のネットワークを構築して多世代に渡る経験や知恵を活かしたところ豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1692号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州地域振興協会

(2) 代表者の氏名

水口 敬司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神4丁目9番10号 第2正友ビル5F(株)地域マーケティング研究所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、九州を中心とした地域住民や団体、企業に対し、地域振興・地域間交流支援や次世代育成支援、芸術・文化公演などの事業を行い、輝く地域と力強い人的資源を形成することによって、生き活きとした次世代社会を実現することを目的とする。

福岡県告示第1693号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー大木町ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし。

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし。

(6) 街並みづくり等への配慮等

店舗建物南側、敷地外駐車場に接続している橋梁については、水路整備計画があるので、大木町役場建設課と協議すること。

福岡県告示第1694号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字上川底631（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字上川底646の4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

捜査支援用端末（サイバー犯罪対策情報分析端末）賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年12月1日から平成23年4月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部生活安全部生活経済課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年10月30日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県警察本部総務部会計課  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成20年10月20日（月）から平成20年10月30日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限  
平成20年10月30日（木） 午後6時00分
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 9 開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成20年10月31日（金） 午前10時00分

## (2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 11 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
おおにし光広後援会	大西光広	長野幸枝	北九州市門司区柳町2-1-24 馬場ビル2F	平成20年9月1日
平木俊敬後援会	平木俊敬	平木正弘	福津市西福岡2-10-1 中央ビル	平成20年9月5日
本田忠弘後援会	本田忠弘	本田仁美	北九州市若松区西畑町12-20	平成20年9月4日



まほろば研究会	澤 恒 雄	浜 崎 真都枝	福岡市中央区渡辺通5 - 23 - 3 - 702	平成20年9月5日
門司の復活と発展を期する会	大 西 光 広	長 野 幸 枝	北九州市門司区大里東2 - 15 - 17 エクレール大里407	平成20年9月1日
渡 辺 徹 後 援 会	渡 辺 徹	渡 辺 一 世	北九州市門司区大里東4 - 13 - 26 - 110	平成20年9月8日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受 付 期 間 平成20年9月1日～9月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党嘉山連合支部	主たる事務所の所在地	飯塚市楽市141	嘉麻市鴨生532	平成20年9月22日	平成20年9月22日
	代 表 者	鶴 原 國 夫	西 野 宇 太 彦		
民主党福岡県第5区総支部	会 計 責 任 者	大 川 称 三	楠 田 幹 人	平成20年9月22日	平成20年9月24日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
楠田大蔵と日本を変える会	会 計 責 任 者	大 川 称 三	楠 田 幹 人	平成20年9月22日	平成20年9月24日
くば菊司後援会	代 表 者	久 芳 菊 司	久 芳 勝 美	平成20年7月2日	平成20年9月3日
新日鉄八幡労働組合政治活動委員会	代 表 者	品 川 浩 二	川 崎 智 喜	平成20年9月1日	平成20年9月4日

る。

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

	会 計 責 任 者	増 田 隆 男	幸 野 直 通		
大 蔵 会	会 計 責 任 者	大 川 称 三	楠 田 幹 人	平成20年9月22日	平成20年9月24日
高 宮 か ず ひ ろ 後 援 会	主たる事務所の所在地	宗像市原町2099 - 8	宗像市野坂2173 - 1	平成20年9月1日	平成20年9月2日
	会 計 責 任 者	岡 田 祐 一	中 村 堅 一 郎		
野 田 く に よ し 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区千代4 - 29 - 50 エルビービル3F	八女市大字龍ヶ原290 - 1	平成20年9月25日	平成20年9月26日
	代 表 者	野 田 国 義	田 中 義 孝		
福 岡 県 農 政 連 久 留 米 市 支 部	代 表 者	古 賀 悦 生	森 光 継 夫	平成20年9月5日	平成20年9月9日
M E L O N 九 州 支 社 社 会 活 動 委 員 会	会 計 責 任 者	杉 田 識 文	古 賀 孝 文	平成20年8月16日	平成20年9月19日
安 河 内 と し あ き 後 援 会	代 表 者	池 見 和 馬	安 河 内 敏 春	平成20年9月19日	平成20年9月19日

(9団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いとう秀雄後援会	平成20年8月15日	平成20年9月9日
木下昭雄後援会	平成19年5月20日	平成20年9月12日

ふくおか@創造リーグ	平成20年4月21日	平成20年9月22日
芳野潮後援会	平成20年8月31日	平成20年9月19日
(平成19年法17条2項適用団体) 藤島厚後援会	平成20年8月31日	平成20年9月9日
(平成19年法17条2項適用団体) 和田善久後援会	平成20年8月31日	平成20年9月9日

(6団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の

候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年9月1日～9月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
大西光広	北九州市議会議員	おおにし光広後援会	北九州市門司区柳町2-1-24 馬場ビル2F	大西光広	平成20年9月1日	平成20年9月1日
久芳菊司	久山町長	くば菊司後援会	糟屋郡久山町大字久原429	久芳菊司	平成20年7月2日	平成20年9月3日
杉下啓恵	宗像市議会議員	杉下あきえと「住みたいまち」をつくる会	宗像市田熊4-4-32	杉下啓恵	平成20年9月11日	平成20年9月11日
野田国義	衆議院議員	野田くによし後援会	福岡市博多区千代4-29-50 エルピービル3F	野田国義	平成20年9月25日	平成20年9月26日
平木俊敬	福津市長	平木俊敬後援会	福津市西福間2-10-1 中央ビル	平木俊敬	平成20年9月1日	平成20年9月5日
本田忠弘	北九州市議会議員	本田忠弘後援会	北九州市若松区西畑町12-20	本田忠弘	平成20年8月25日	平成20年9月4日
渡辺徹	北九州市議会議員	渡辺徹後援会	北九州市門司区大里東4-13-26-110	渡辺徹	平成20年9月4日	平成20年9月8日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年9月1日～9月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
高宮和廣	宗像市議会議員	高宮かずひろ後援会	主たる事務所の所在地	宗像市原町2099-8	宗像市野坂2173-1	平成20年9月1日	平成20年9月2日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第103号

平成20年10月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受 付 期 間 平成20年9月1日～9月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
伊 藤 秀 雄	香 春 町 議 会 議 員	い と う 秀 雄 後 援 会	伊 藤 秀 雄	平成20年8月15日	平成20年9月9日

(1 団体)

